

# 文教くらし委員会記録

開催日時 平成28年6月17日(金) 13:03~15:45

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

阪口 保 委員長

宮本 次郎 副委員長

佐藤 光紀 委員

田中 惟允 委員

藤野 良次 委員

岡 史朗 委員

奥山 博康 委員

新谷 紘一 委員

中村 昭 委員

欠席委員 なし

出席理事者 中 くらし創造部長兼景観・環境局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

## (1) 議案の審査について

平成28年度議案

議第59号 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

議第62号 奈良県立学校いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例

報第 1号 平成27年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

平成27年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(文教くらし委員会所管分)

報第 6号 公益財団法人奈良県人権センターの経営状況の報告について

報第 7号 公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの経営状況の報告について

## (2) その他

<会議の経過>

○**阪口委員長** ただいまから文教くらし委員会を開会いたします。

本日、傍聴の申し出があれば20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

それでは、案件に入る前に常時出席を求める理事者の変更についてであります。

今般の組織の見直し等により、出席要求する理事者を変更する必要が生じたので、お手元に配付した資料のとおり変更し、出席要求しておりますので、ご了承願います。

次に、4月1日付で理事者に異動がありましたので、くらし創造部長兼景観・環境局長、教育長の順に異動のあった職員の紹介をお願いします。

○**中くらし創造部長兼景観・環境局長** それでは、本年4月1日付くらし創造部及び景観・環境局におきまして異動のあった職員を紹介させていただきます。

榊田景観・環境局理事でございます。環境政策・廃棄物担当でございます。昨年までは景観・環境局次長をしておりました。

○**榊田景観・環境局理事** 榊田でございます。よろしく願いいたします。

○**中くらし創造部長兼景観・環境局長** 続きまして、森青少年・社会活動推進課長でございます。本年4月の組織改正によりまして、青少年生涯学習課と協働推進課を統合いたしまして、青少年・社会活動推進課が新設され、昨年までは青少年生涯学習課長でございました。

○**森青少年・社会活動推進課長** 青少年・社会活動推進課長の森でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○**中くらし創造部長兼景観・環境局長** 以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**吉田教育長** 続きまして、教育委員会事務局4月1日付異動の職員を紹介させていただきます。

荒木教育次長でございます。

○**荒木教育次長** 次長の荒木でございます。よろしく願いいたします。

○**吉田教育長** 2列目でございます。西上教育研究所副所長でございます。

○**西上教育研究所副所長** 西上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**吉田教育長** 中川福利課長でございます。

○**中川福利課長** 中川です。どうぞよろしく願いいたします。

○**吉田教育長** 3列目に移りまして、深田学校教育課長でございます。

○深田学校教育課長 深田でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田教育長 4列目に移りまして、春田生徒指導支援室長でございます。

○春田生徒指導支援室長 春田でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田教育長 福井人権・地域教育課長でございます。

○福井人権・地域教育課長 福井でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田教育長 吉田保健体育課長でございます。

○吉田保健体育課長 吉田でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田教育長 以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○阪口委員長 本日の委員会より、委員会審議の充実を図るため情報端末の使用を認めることとなりました。「委員会における情報端末の使用に関する申合せ事項」をお手元に配付しておりますので、ご参照願います。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、くらし創造部長兼景観・環境局長、教育長の順に説明願います。

○中くらし創造部長兼景観・環境局長 それでは、平成28年6月定例県議会提出議案のうち、くらし創造部、景観・環境局所管分についてご説明をさせていただきます。

当部局からは条例案件が1件、報告案件が3件ございます。

まず、議第59号、旅館業法施行条例の一部を改正する条例についてでございます。

お手元に配付いたしました資料のうち、A4横長の資料、「平成28年6月、文教くらし委員会資料（条例関係）、くらし創造部、景観・環境局」をごらんいただきたいと思います。

1ページをお開き願います。平成28年4月の旅館業法施行令の一部改正により、簡易宿所営業の構造設備の基準が宿泊者の数を10人未満とする施設について緩和をされました。また、これに関連して、宿泊者の数を10人未満とする簡易宿所営業について、玄関帳場の設置を緩和する等、国の通知が見直されたところです。これらの改正に伴いまして、

宿泊者の数を10人未満として申請がなされた簡易宿所営業の施設について、1客室の床面積及び玄関帳場の設置を緩和する等所要の改正を行うものです。施行期日は、公布の日を予定いたしております。

続きまして、報第1号、平成27年度奈良県一般会計予算繰越計算書についてご報告をいたします。

「第324回定例県議会提出議案」の44ページをお願いします。「平成27年度奈良県一般会計予算繰越計算書」でございます。くらし創造部、景観・環境局の所管は、1段目の第6款くらし創造費でございます。平成28年度に繰り越しを行ったのは、第5項消費生活安全費、事業名、消費者行政強化活性化事業の1事業です。これは国の地方消費者行政推進交付金を活用した事業であり、平成28年度当初予算と一体となって編成したもので、繰越額は記載のとおりです。

続きまして、報第6号、公益財団法人奈良県人権センターの経営状況についてご報告をさせていただきます。

公益財団法人奈良県人権センターの「平成27年度（2015年度）業務報告書」の1ページをごらんいただきたいと思っております。

事業の実施状況につきまして、（1）施設の管理運営状況では、4団体1事業者と通年利用を契約したもののほか、延べ297回の研修室や会議室の利用を得たところです。

3ページからは財務諸表です。5ページの正味財産増減計算書でご説明をしたいと思います。I、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、（1）経常収益としまして、貸し館に伴います事務室等の使用料収入、県からの補助金収入である受取地方公共団体補助金、その他、記載のものを合わせまして、経常収益計（A）は1,376万2,355円です。また、（2）経常費用としまして、事業費、職員給与などの管理費を合わせまして、経常費用計（B）は2,066万7,979円です。以上の経常収益と経常費用の差額でございます当期経常増減額（C）は、マイナス690万5,624円となっております。このマイナスの大きな要因は、建物などの減価償却費によるものです。

また、2、経常外増減の部につきましては、収益、費用ともございませんでしたので、当期一般正味財産増減額（G）はマイナス690万5,624円となり、一般正味財産期首残高（H）の1億7,388万9,182円から差し引きしますと、一般正味財産期末残高Iは1億6,698万3,558円となります。

続きまして、平成28年度事業計画書についてでございます。別冊の公益財団法人奈良

県人権センターの「平成28年度（2016年度）事業計画書」をごらんいただきたいと思います。

1ページをお願いします。平成28年度の事業計画といたしまして、2、事業の実施計画ですが、人権啓発の拠点として記載の事業を実施してまいります。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。収支予算書でございます。I、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、(1)経常収益としまして、貸し館に伴います使用料収入と、県からの補助金収入である受取地方公共団体補助金、その他記載のものを合わせまして、経常収益計(A)は1,392万3,000円を計上いたしております。また、(2)経常費用としまして事業費、職員給与などの管理費を合わせまして、経常費用計(B)は2,021万8,000円を計上しております。

公益財団法人奈良県人権センターの経営状況につきましては以上のとおりです。

続きまして、報第7号、公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの経営状況について、報告をさせていただきます。

公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの「平成27年度業務報告書」をごらんいただきたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います。平成27年度の業務報告についてです。県内の各生活衛生関係事業者を対象にいたしまして、1、経営相談に関する事業では、255件の各種経営相談を受け、助言を行いました。また、事業資金が不足する事業者に対しましては、2、生活衛生融資に関する相談事業として日本政策金融公庫への融資推薦を84件実施したほか、その他記載の事業を実施し、県内の生活衛生関係事業者の衛生確保と振興に努めました。

2ページからは財務諸表です。4ページの正味財産増減計算書でご説明をさせていただきます。I、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、(1)経常収益としまして、県からの受取補助金収入、研修等の受託による事業収益、受取寄付金、その他記載のものを合わせまして、経常収益計としては2,076万9,393円となっております。また、(2)経常費用としまして、生活衛生関係営業対策事業費や、研修や調査などの各種受託事業費等の事業費及び管理費を合わせまして、経常費用計としては2,064万6,402円となっております。以上の経常収益と経常費用の差額でございます当期経常増減額は12万2,991円となっております。当期一般正味財産増減額は12万2,991円の増となっており、一般正味財産期首残高の605万2,973円とこの額を合わせますと、

当期一般正味財産期末残高は617万5,964円となります。

続きまして、平成28年度事業計画書についてです。別冊の公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの「平成28年度事業計画書」をごらんいただきたいと思います。

1ページをお開き願いたいと思います。平成28年度事業計画です。生活衛生関係事業者の経営の健全化を図り、衛生水準とサービスの向上を推進することにより消費者利益の擁護を図ることを目的として、経営指導に関する事業など記載の事業を行ってまいります。

次に、3ページをお願いします。正味財産増減予算書です。経常増減の部、1、経常収益としまして、生活衛生関係営業対策事業補助金等の県からの受取補助金及びクリーニング師研修等の事業収益等を合わせまして、経常収益計として2,116万3,000円を計上いたしております。

2、経常費用としましては、生活衛生関係営業対策事業等の補助事業費、クリーニング師研修や生衛業の経営状況調査等の全国生活衛生営業指導センターからの受託事業費及び管理費等を合わせまして、経常費用計として2,116万3,000円を計上いたしております。

以上がくらし創造部、景観・環境局所管分についての説明でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○吉田教育長 それでは、お手元に配付をしております「平成28年6月定例県議会提出議案の概要（条例改正）」の教育委員会の1ページをごらんください。議第62号、奈良県立学校いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例でございます。

今回の条例改正は、平成28年3月に奈良県いじめ防止基本方針を策定しましたことにより、いじめ防止対策推進法に規定の組織の設置と整備を行うため、奈良県立学校いじめ問題調査委員会の設置根拠となる規定を追加し、所掌事務を変更する等、所要の改正を行うとともに、名称を奈良県いじめ対策委員会と改めるものです。

以上が教育委員会所管の条例改正に係る提出議案です。

続きまして、お手元のA4横の冊子、「第324回定例県議会提出議案」の49ページをお願いします。報第1号、平成27年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

第12款教育費、第1項教育総務費の学校地域パートナーシップ事業で、660万円となっております。これは家庭での学習が困難な児童生徒を対象に、学習支援を実施する地域未来塾のICT整備に対する補助に係るもので、国の平成27年度2月補正予算で計上

された交付金事業により実施することとしており、国の交付金繰り越しによるものです。

第5項特別支援学校費の特別支援学校過密解消施設等整備事業で、2億1,689万円となっております。これは特別支援学校の過密解消、インクルーシブ教育の推進事業に係るもので、国の平成27年度2月補正予算で計上された交付金事業により実施することとしており、国の交付金繰り越しによるものです。

第6項保健体育費の県立高校芝生化推進事業で、1億4,563万2,000円となっております。これは御所実業高等学校の運動場人工芝生化の工事に係るもので、工法検討等に不測の日時を要したことによるものです。

その下の第7項文化財保存費の文化財保存事業補助で、464万円となっております。これは国宝薬師寺東塔の解体修理を行う薬師寺に対する県費補助金で、事業主体のおくれによるものです。

続いて、第7項文化財保存費の重要文化財等修理受託事業で、1億1,600万円となっております。これは一つ前で説明いたしましたが、国宝薬師寺東塔の解体修理を県が受託しておりますので、所要の経費を繰り越すものでございます。

以上が教育委員会所管の提出議案でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**阪口委員長** ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については後ほど質疑を行いますので、ご了承ください。

○**佐藤委員** 教育委員会に確認をさせていただきたいと思います。

奈良県立学校いじめ問題調査委員会の条例の一部を改正する条例ということでご説明をいただきましたけれども、このいじめ防止対策推進法、その前に奈良県いじめ防止基本方針についてパブリックコメントをとられていたかと思えますけれども、そのパブリックコメントの状況を説明いただけないでしょうか。

○**春田生徒指導支援室長** いじめ基本方針のパブリックコメントですけれども、意見としてはゼロ件でした。

○**佐藤委員** そのパブリックコメントに対しては、どのような開示の仕方をとられたのでしょうか。その点、ちょっとご説明いただけませんか。

○**中村教育次長企画管理室長事務取扱** パブリックコメントにつきましては教育振興課が所管しておりますが、教育振興は教育に係る部分でございますので、私のほうから説明させていただきます。

パブリックコメントは、行政手続法に規定され、行政機関が政策の決定などに当たり原案を事前に公表し、広く意見や情報提供を求めるものです。フィードバックするための手続でございまして、県民がさまざまな政策過程に参画するための重要なツールだと考えており、基本的にはホームページ等で広く意見を募っているということでございます。以上です。

○佐藤委員 先ほどのお言葉にもありましたように、非常に重要なポイントだと思うのですが、パブリックコメントに対して応募がゼロ件であったと。特に今回、この基本方針を指し示す前に、奈良北高等学校の飛びおり自殺であるとか、そういった事例も発生している中で、パブリックコメントがゼロ件であったということは、いかに教育委員会としてお考えでしょうか。

○中村教育次長企画管理室長事務取扱 委員が述べられるように、県民の意見を広く聞くということは非常に重要なことですし、教育行政にフィードバックすることは大変重要であると認識しております。教育委員会といたしましては、ふだんから小学校・中学校・高校における、また特別支援学校もそうですけれども、保護者の方、社会教育関係者も含めていろいろな連携を密にするところとございまして、先ほど申し上げましたように教育委員会のホームページで本県の教育に関する意見や提言をいただくということで、教育委員会への提言ということで日常的に県民の意見を聞いているといったところが実情です。

○佐藤委員 しかし、実際、パブリックコメントがゼロ件であるという形が出ているかと思えます。この1年、動きを見させていただいてはいますけれども、特にいじめ問題については真剣に考えなければいけないという形で動いてはいただいていたかと思えますが、やはりこういう事例が発生している中で、パブリックコメント、大事な基本方針、これを指し示すときに単にホームページで掲示しているだけでは少ないと思うのですけれども、いかがお考えでしょうか。

○中村教育次長企画管理室長事務取扱 ホームページ等では少し足りないかというところですので、今後、ホームページ以外でもいろいろな方法でメディアを通じて広く周知するように努めたいと思っております。

○佐藤委員 確かにホームページだけではなくて、その伝え方、特にこういった事案をパブリックコメントで出していますというようなPTAに対してであったり、各学校、保護者の方にも声がけなど、そういうことは必要だと思います。やはり何のために行政手続法



の中で、法令でいうと第39条と第42条、それと第43条にも規定されているように、広く県民の意見を求めて、よりよい制度をつくるためのものですから、やはりその点でゼロ件というのは少しひっかかる問題だと思います。

特にこのいじめ防止基本方針は、奈良北高等学校で飛びおり自殺があったというような事例も発生している中での公開になりますので、やはり少し努力不足だったのではないかと、今までどおりにやっていたのではないかという思いがあります。

全般にこれは教育委員会だけではなく、くらし創造部にもかかわってくると思うのですが、パブリックコメントというものが一体何のためにあるのかと。これは文教くらし委員会だけではなく、ほかの委員会でも全種目におけるパブリックコメントの求め方の問題でもあるかと思えます。例えば話が外れてしまうかもしれませんが、県議会のテロップの中で案内する、そういったことも少しはできるかと思えます。今後、検討も必要かと思えますので、特に重要な事例に関しては各部で努力をしていただきたいと。もしくはその部でやり切れないことがあるならば、知事にフィードバックしていただいて、全县を挙げてこのパブリックコメントの取り扱いを見直していく必要があるのではないかと考えております。

**○岡委員** 2点ほどお尋ねしたいと思えますが、1つは先ほど説明いただきました奈良県人権センターの収支予算書の中身ですけれども、平成28年度予算につきましても、最終的には一般正味財産増減額は629万円のマイナスということになっております。前年もマイナスで来ていると思えますが、ずっとこの状態、マイナスで、正味財産残高が今、1億5,968万円あるようですけれども、これがなくなるまでこんな形で行くのか、600万円前後のマイナスを何とか解消する手だてを考えているのか。その辺の考え方についてお聞きしたいというのが1点。

それからもう1点は、先ほど教育費の繰越明許の中で特別支援学校の過密解消の繰り越しの話がございました。国からの交付金で今年度繰り越したということだと思いますが、今わかっている範囲で結構ですけれども、どのように使われる予定の予算なのか、確認したいと思えますので、その2点をお願いしたいと思います。

**○久森人権施策課長** 人権センターについてのお尋ねでございます。

委員がお述べのように、経常収益と経常費用の差額につきましてはマイナスが生じております。人権センターにつきましては、人権啓発の拠点として活動しているわけですが、なかなか会議の使用料等が伸びないということで、収入部分が不足しております。会議の

使用等でさらに活動していただく、使用していただくように努力する必要があるとともに、経費につきましても節減できることはできる限りしておりますので、このマイナスをできる限り縮めていく努力が今後とも必要だと考えています。人権センターの利用につきまして、さらに啓発を進めて、使っていただくような努力が必要だと考えております。

○吉田教育長 特別支援学校の過密解消等の施設等整備事業ですけれども、主に2つございまして、二階堂高等学校の改修工事ということで、高等養護学校の分教室を二階堂高等学校に設置しております、教室の改修に係るものです。

それから、もう一つは、特別支援学校4校に空調設置をするなど、そういった事業になっております。

○岡委員 特別支援学校の件につきましては、計画どおりつくるのだろうと思いますので、特にこれ以上申しませんけれども、確実に空調の問題が、暑い夏がもうすぐ来ますので、間に合うようにぜひしてもらいたいということと、特別支援学級についても、先般の代表質問でも言いましたように、現場のたいへんなご苦勞も聞いていますので、確実に実行されることをお願いしておきます。

それから、今のこの人権センターの予算、これも努力はしてもらわなければいけないわけですけれども、まだ残りがあるからというように、甘えたらいけないのです。どの事業もそうです。当年度の収支は、やはり当年度の収入で賄うというのが基本的な考え方だと思うのです。今後一層のご努力をお願いして終わります。

○田中委員 奈良県人権センターの平成27年度業務報告書の損益計算書と、平成28年度事業計画書の予算書を突合してみたのですけれども、よくわからない。もう少しこの作り方の、担当課がチェックしておられると思いますので、ご説明をお願いしたいと思います。というのは、平成27年度は5ページ、それから平成28年度は2ページ、並べて見まして平成28年度、ことしの予算の中で、右側に平成27年度のことを書かれていますが、これはことしの予算の中で、平成27年度決算というのがどういう形で反映しておられるのか、ご説明をいただけたらと思います。

○久森人権施策課長 平成28年度の事業計画書の、平成27年度につきましては平成27年度の予算ベースでの数字です。予算での対比ということで、平成27年度の予算に対して平成28年度の予算はという比較です。平成27年度の業務報告のほうは決算ベースとして平成26年度の決算額と平成27年度の決算額と、こういう表記にしています。

○田中委員 昨年の決算の反映というのがどういう形で予算に盛り込まれたのか、その辺

の部分はどのようなのでしょうかと、そこをお尋ねしているのです。

○久森人権施策課長 予算の編成に当たりまして、平成26年度の決算を十分尊重した上で平成27年度の予算編成をしていると。そして、平成27年度の予算の決算額をベースに平成28年度の予算額を算定しているということをごさいます、委員がお述べのご趣旨を十分わかりかねておりますが、そういった形で決算をベースに……。

○田中委員 要するに、昨年度決算の中で大幅に増減云々のご説明くださいました。それが今年度予算の中でそれを評価してどういうふうに変えていったかという部分を具体的にご説明くださいということです。

例えば平成27年度決算のところで支出の管理費、大幅に節減していただいていますのが減価償却費の部分です。減価償却費の中で936万2,726円が613万7,967円に減額されたわけですけれども、どういう理由でこんなに減額が可能であったのかという部分の説明がまず必要ですし、今年度の予算の中で、昨年の決算ではなくて平成27年度予算で615万円としていただいているわけですけれども、この計算の中で614万5,000円が今年度予算ですけれども、そういう減額見通しがあるのではないかという、そういう部分のお尋ねです。だからもう少し、今年度予算の中で減価償却費というのが実際はまた下がっていくことになるのだろうか、どうだろうか。

○久森人権施策課長 経常費用の減価償却につきまして、ご説明いたします。

「平成27年度（2015年度）業務報告書」の5ページをごらんいただきますと、前年度、平成26年度が936万2,726円となっております。そして、平成27年度の決算額が613万7,967円で、この差額が320万円余りございますが、これにつきましては平成26年度の処理額には、実は平成25年度に処理がおくれておりました電気給排水、ガス設備等あるいは舗装路面、冷暖房機改修分の減価償却費を平成26年度分に加えて行ったもので、通年より増額しております。その後、平成27年度につきましては、その償却部分の点検を行いまして、平常ベースに戻っておりますので、今後はこういった613万7,000円でほぼ推移すると。若干の数字の差はございますが、ほぼ同じ額で今後減価償却が推移すると考えております。

○田中委員 そのように説明していただきましたので、よくわかりました。以上で終わります。

○奥山委員 もう提案してもらったから反対はしませんけれども、いじめの防止条例の件です。不思議なのはいじめ防止対策推進法に基づいて名称変更ということになっていて、

今までのいじめ問題調査委員会の名称を奈良県いじめ対策委員会に変更すると。これをいじめ防止対策委員会となぜしないのか。この理由がわかりません。もし法律がいじめ防止対策推進法になっていたら、条例も同じようにいじめ防止対策委員会とすればいいがしないのは、奈良県独特の何か理由があるのか。いじめ防止対策委員会でいいように思うのですが、なぜいじめ対策委員会にしているのかと、法律がいじめ防止対策推進法となっているのに。名前だけのことで、何か発言しておかないといけないと思って質問しているだけです。もしわかれば、反対するわけではないのですけれども、理由を教えてください。それと、重複しますけれども、先ほどのパブリックコメントの件ですが回答がゼロ件でいいのか、基本的には、確かにゼロ件であったら、何もなかったのだというとり方をされるのか、それとも、全く伝わっていないから答える人もいなかったのかと。これはとり方の問題ですけれど、基本的にいろいろな問題でよくパブリックコメントをする。理事者のほうから、いつから、パブリックコメントをしますとよく言われます。もう今はこれをしないといけない時代だといつも答えています。

確かにこれは大事なことだけれども、私のようなアナログ人間だと、なかなかホームページを見ている人ばかりではないとまだ思うのです。先ほどもあったように、このパブリックコメントの件でもこの状態でしたらいつもこの質問が出ます。だから、こういういじめの関係だったら、PTA、かなりの人数がおられる総会に教育委員会は、招待いただいて、毎年出ておられると思うのです。高等学校のPTAもそうだと思う。あそこは子どもを抱えた、本当にいろいろな情報を持っている人たちが多いからです。そんなことはPTAに協力してもらったらよろしい、コメントはこういうものでどうですかと。それと、ホームページにも掲載しますと。こういうパターンでしないと、同じようにいつまでもゼロ件だったら質問されるし、多かったらこれだけ文句があって大丈夫かというふうになるのですけれども、基本的にはこれに対してご意見がありませんかというようなことを出すのに、これからいろいろな各種団体、皆さん持つておられるのだから、少なくとも一番関係のあるところにはそういう意見を協力してもらい、なおかつホームページにも掲載していますというやり方をすれば、もうこの質問はあまりないと思います。これだけは、感想として言わせていただきます。いじめ問題、いじめ対策委員会のこの字句の関係だけわかれば、教えてほしい。

**○春田生徒指導支援室長** 平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されました。その後、国のいじめに関する基本方針が出たわけですがけれども、奈良県の基本方針はその前年度に

いじめの早期発見、早期対応マニュアル、これは国の方針をつくられた森田洋司先生につくっていただいたのですけれども、これがございましたので、少し奈良県の実態に合った奈良県のいじめの基本方針をつくるということで、ことし3月にこれを出させていただきました。ただ、この基本方針に基づいて、いじめ防止対策推進法第14条に基づきます組織をつくるということになっておりまして、それが基本方針ができるまで立てるのを待っていたのですけれども、その前に重大事態等が起こったときの対応のために、さきに奈良県立学校いじめ問題調査委員会を立ち上げております。これは現在も動いている次第でございます。このいじめ問題調査委員会と、それから今お話ししました奈良県のいじめの基本方針に基づいてつくります奈良県教育委員会の附属機関を兼ねることが望ましいとなっておりますので、この2つを今回の条例で開始させていただくことになったのです。そのときにこの名前がいじめ問題調査委員会という、問題を、重大事態を調査するだけではございませんので、そこに名前としましていじめ対策委員会とさせていただきました。

**○奥山委員** 細かい説明ありがとうございましたと言いたいのですが、奈良県立学校いじめ問題調査委員会というのがあれば、言葉としたらいじめ問題防止対策委員会でもいいわけです。私の思いです。でも、いじめ防止対策推進法ということは、奈良県いじめ防止対策委員会というような言葉にしなかったのは何か理由があるのかということを知っているだけで、法律ができましたのでこうしましたという、ただ言葉だけ、いじめ防止対策委員会にしなかったのかという、単純な質問です。

**○吉田教育長** 当初、重大状態に対応するための調査をするということで、調査委員会を設置いたしました。いじめはやはり防止が一番大事ですので、防止の対策と調査、起こったときの重大事態の調査と、この2つを所掌するというので防止を取って、いじめ対策委員会というのは、防止と調査という意味でこういう名前にさせていただいたというのが我々の考えでございます。

**○奥山委員** このことについてはもうこれで終わっておきます。以上です。

**○宮本副委員長** 1点だけ質問させていただきます。

旅館業法施行条例の一部を改正するという事です。これはご承知のようにワンルームマンションなどでの民泊がトラブルを招いているということで、国で改正されたものに基づくものですが、この条例改正案に出ています宿泊者の数を10人未満として法の許可の申請がなされた施設であって、次に掲げる要件を満たしているときは、施設の規模に応じた玄関帳場、要するにフロント、ほかこれに類する設備を設けることを要しないというこ

とがあつて、縷々書かれています。これは具体的にどんなイメージなのかを明らかにしていただきたいと思うのですが、お答えいただけますでしょうか。

**○姫野消費・生活安全課長** 玄関帳場が不要な場合の事項についての具体的な記述について、説明させていただきます。

委員がお述べのように、1つ目は、玄関帳場に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置ということです。これにつきましては、無人の施設を簡易宿所営業として使用する可能性があるということも想定されますので、そういった場合におきましては、入り口にビデオカメラを設置することにより宿泊者の出入りの状況が確認できることや、無人型ですと管理事務所で管理するという場合もございますので、そういった場合におきましては宿泊者と面接を行い、宿泊者の名簿を記載するようなことができる、そういったことができる場合について緩和するということです。

もう一つは、事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のためということでございまして、この場合は無人であるときにつきましては管理者と直通の電話設備が設けられているということや、そのほか防犯関係、消防関係の連絡先が施設に明記されていると、そういったことが備わっている場合については玄関帳場を設置することは不要とすることができるというものです。以上です。

**○宮本副委員長** 防犯カメラの設置や内線電話なり携帯電話ということはよくわかりましたが、この規制緩和はいろいろ非常に議論がありまして、奈良県ではあまりないかもしれませんが、都会でしたらワンルームマンションを民泊に使っていくということになったり、あるいは小型の宿泊施設が広がるということになると、地域に住んでおられる方のトラブルをどう避けるのかという問題が必ず起こってきます。また今、国では今年度内に国会にまた新しい法案が出される見通しということで、民泊について旅館業法の適用範囲から外すという動きもあるようですので、そうするとまた新たな対策を設けていかなければならないということも思っておりますし、この規制緩和には慎重に対応しなければならないと思っておりますので、そのことを申し上げておきたいと思えます。

**○阪口委員長** ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

**○宮本副委員長** 日本共産党を代表して意見を述べますが、付託議案のうち、この旅館業

法の条例の一部を改正する条例につきましては、先ほども申し上げましたような理由で、この規制緩和の流れに対してはいろいろな意見、議論があると、そしてまた、国の動きも注視しなければならないということで、慎重な対応をとるべきだと思っておりますので、今回のこの議案については賛同しかねるということをお願いしておきたいと思っております。

すなわち議第59号については賛同しかねると。そのほかの議題については賛成ということで、意見を述べさせていただきます。

○**阪口委員長** ただいまより付託を受けました各議案について、採決を行います。

まず、議第59号については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

議第59号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議第59号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については、簡易採決により行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

議第62号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、議第62号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

報第1号中、当委員会所管分、報第6号、報第7号については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、くらし創造部長兼景観・環境局長から(仮称)奈良県犯罪被害者等支援計画(案)について、廃棄物対策課長から御所市小林地内産業廃棄物最終処分場火災に対する改善措置について、また、教育長から奈良県教育振興大綱について、報告したいとの申し出がありましたので、順に報告願います。

○中くらし創造部長兼景観・環境局長 それでは、「(仮称) 奈良県犯罪被害者等支援計画 (案)」について、ご説明をさせていただきます。

お手元にA3判の「(仮称) 奈良県犯罪被害者等支援計画 (案) の概要」、A4判の「(仮称) 奈良県犯罪被害者等支援計画 (案)」を配付させていただいておりますが、A3判の概要に基づいて説明させていただきたいと思います。

計画案の概要についてでございます。1ページの上段、1、計画の基本の左側、1、計画策定の趣旨についてですが、国における犯罪被害者等基本法及び平成28年4月1日から施行されております奈良県犯罪被害者等支援条例の規定に基づき、犯罪被害に遭われた方々への支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。なお、計画期間は、平成28年度からの5カ年間としております。

次に、右側の2、計画の目標と基本理念についてです。奈良県犯罪被害者等支援条例におきましては、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、ふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。2つ目に支援が被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況、その他の事情に応じて適切に講ぜられること。3つ目に被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されることを基本理念と規定いたしまして、この計画ではその理念にのっとり施策を総合的かつ計画的に推進することを目標としております。

続きまして、2、犯罪被害者等の支援のための施策の大綱についてです。1、相談及び情報の提供等から2ページの12、市町村及び関係機関との連携まで、これは条例に規定する分野別の施策を縦軸に記載しまして、それぞれ分野別の施策に対応する現状と課題、施策の取り組み状況、今後の施策の方向について、まとめたものです。施策別内容につきましては、記載のとおりとなっております。

最後に、2ページが一番下、3、計画の推進についてです。学識経験者、民間支援団体等で構成される奈良県犯罪被害者等支援施策協議会を設置した上で、県が講じた施策の実施状況を検証していただき、支援施策を総合的かつ計画的に進めてまいりたいと考えているところです。その上で、県におきましては毎年度施策の実施状況の把握をするとともに、協議会での情報共有と施策の検討を行いながらPDCAサイクルを取り入れ、進行管理を行うこととしております。

なお、本計画案につきましては、先ほど佐藤委員、奥山委員からのご指示ありましたように、支援団体等関係団体にもしっかりと周知を図りながら、多くの方々からご意見がい



ただけるように工夫を凝らしてパブリックコメントを実施し、いただいた意見を踏まえて9月中に計画を策定する予定です。以上です。

○西井廃棄物対策課長 それでは、御所市小林地内産業廃棄物最終処分場火災に対する改善措置についてご説明いたします。

廃棄物対策課資料、「御所市小林地内産業廃棄物最終処分場火災に対する改善措置について」という資料をごらんください。1ページがその概要で、2ページが火災発生後から6月8日までの現場の写真を時系列に列挙したものです。この資料に沿って説明させていただきます。

1ページの1、事業者ですが、御所市小林263の1に本社を有する株式会社丸山土木、代表者は丸山まゆみ氏です。

次に、2、これまでの事案の経過につきまして、ご説明申し上げます。平成28年1月23日午前2時ごろ、119番通報により火災発生を確認し、3月までの状況につきましては、さきの委員会でご説明したとおりです。4月以降の状況についてですが、4月25日に事業者より改善計画書（案）が提出されたため、県ではその内容が妥当であるかどうか検証するため、5月9日に廃棄物、水質、騒音、振動、大気等の専門家6名から成る県廃棄物対策課主催の第1回検証会議を開催し、改善計画内容の審査及び現地調査を行い、5月26日に改善計画書を受理したところです。

次に、3、火災発生原因と対策について、ご説明申し上げます。資料記載のとおりと考えられる原因と現状を検証した上で、その改善策として埋め立て方法の変更、ガス抜き設備の設置など、資料記載の内容となっており、現在事業者がこの改善計画による施工をしているところです。

次に、4、浸透水及び周辺井戸の水質の状況についてですが、これも資料記載の内容となっております。

次に、5、その他の対策事項についてですが、火災による燃えがらの処理など、資料記載のとおり対策を行う内容となっております。

次に、6、今後の予定ですが、県におきましては引き続き監視パトロール及び浸透水等の検査を継続実施し、施行状況の監視を行うほか、事業者による改善工事が一定の進捗が確認できた時点で、第2回目の検証会議を開催し、専門家の意見聴取及び現場確認を行った上で、問題がなければ、現在行政指導として行っている産業廃棄物搬入停止を解除したいと考えております。以上です。

○吉田教育長 平成28年3月に、「奈良県教育振興大綱」を策定いたしました。本大綱につきましては、2月の本委員会において、ご報告した素案に、各施策の方向性の主な取り組みの内容と重要業績評価指標、KPIを追加したものを公表し、パブリックコメントによる意見、1件ございました、などを踏まえ、一部表現を変更した後、この3月の奈良県総合教育会議での協議を経て策定をしたものです。

大綱の内容を改めて簡潔に申し上げます。「奈良県教育振興対策大綱」の目次の次のIページをお願いいたします。

第1章、大綱の趣旨の3つ目の矢印に記載のとおり、策定に当たりましては、人口減少克服や地方創生をはじめ、県政の諸課題と密接な連携をとるとともに、市町村が主体的に取り組むべき課題も幅広く取り上げております。また、統計やアンケート調査などによる現状分析を踏まえながら、エビデンスベーストとなるよう、本県における教育課題を多岐にわたって抽出をいたしました。

次のIIIページからVIIIページに施策の基本的方向性を示しておりますけれども、これらについては先ほども申し上げましたが、平成31年度までの可能な限り、定量的なアウトカム指標をKPIとして設定しております。このKPIにつきましては、定期的に達成状況をチェックした上で、その成果を点検評価し、次の取り組みに的確に反映させるPDCAサイクルを進めてまいりたいと考えております。この奈良県教育振興大綱に基づく取り組みを推進し、総合的な本県の教育振興を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○阪口委員長 ただいまの報告、または、その他の事項も含めて質疑があれば、ご発言願います。

○藤野委員 1点だけお聞きします。参議院選挙も間もなく公示というところですが、いわゆる18歳以上の選挙年齢の引き下げということで、この参議院選挙から適用されます。現在、この選挙に向けて県立高等学校等でどのような子どもたちの教育、学習等々をされているのか、あるいは取り組みをされているのかお聞きします。

○深田学校教育課長 県教育委員会では、本年3月に、国の副教材活用のための県独自の手引き書を作成いたしました。それを各校に配付し、この手引き書の中では、高等学校在籍期間中に10時間程度の政治的教養を育む教育に関する指導の時間を確保するように示しております。

また、平成28年6月10日に、国の副教材の作成協力者であります明治大学の藤井剛先生を講師として招聘して、政治的教養を育む教育の具体的な実践方法やその留意点につ

いて講義をいただき、研修を深めたところです。県立高等学校におきましては、高校生の政治的教養を育むために、公民科を中心として授業を行うだけでなく、県の選挙管理委員会や市町村の選挙管理委員会、大学など外部機関の協力を得て、出前講座や模擬選挙を行っているところです。昨年度からこれまでの間に、選挙管理委員会によります出前講座は16校、模擬選挙は10校で実施されました。模擬選挙を実施した学校の中には、実際の投票所と同じ器具を使った生徒会役員選挙を行い、選挙の投票を模擬体験したという学校もございます。

○藤野委員 さまざまな取り組みを行っていただいております。それによって、投票率がさらに上がればいいと、あるいは若者が政治に関心を持つことは非常にいいことだと思いますが、今の答弁では教育委員会のもとで、それぞれの高等学校が同様の取り組みをされておられると。模擬選挙等々はそれぞれやっているところ、やってないところ等々あるとお聞きしたのです。もっとほかに学校独自、特色を持って取り組んでおられるというところはないですか。

○深田学校教育課長 特色といいますか、榎原高等学校ですと、榎原市選挙管理委員会と協力しまして、実際に、選挙会場というところを設定しまして、そこで生徒たちが投票するという活動をしているというのが、今のところメインという言い方はおかしいですけども、実際の疑似体験というようなところが主流であると思われれます。

○藤野委員 ある新聞報道で、元国会議員が、県立高等学校で、いわゆる政治に関心なり、あるいはさまざまな政治に関する講義をなされたということは、このいわゆる18歳以上に引き下げられたさまざまな取り組みの一つとしてやっておられたのかどうか、お聞きします。

○深田学校教育課長 実際のところ、大学の先生を呼んだり、また、外部の先生といえますか、選挙管理委員会の方を呼んだりというような形で高等学校独自にそういった講座を開いて生徒たちに主権者教育をやっているというところはございます。

○藤野委員 質問しているのは、元国会議員が、ある県立高等学校で講演をされたこと。それはこの取り組みの一環でやられたのかどうか、教育委員会として把握されているのかどうかということをお聞きしているのです。

○吉田教育長 この件に関しましては、高円高等学校の校長と直接話もさせていただきました。3年生が投票行動につながるような講演会を持ちたいということとあわせて、1、2年生にもそういった主権者教育が大事であるということで、学年全体、学校全体の講演

会にしたいということで計画を立てておりました。最初は選挙管理委員会に依頼をした。それで調整できなかった、なかなか日程が合わなかったと。次に大学の政治学の専門の先生に依頼をしようということで、ある大学に依頼をされたけれども、それもだめでした。次の大学に依頼をされましたけれども、当然、大学の政治学の先生みずからが来ていただけるものと思っておりましたが、その大学では学長を派遣されたということでもあります。学校の趣旨は政治学の専門の先生に来ていただきたいという思いは、恐らく伝わっていたと思いますけれども、その講演の内容が、やはり場合によっては政治的な中立性というものを欠く場合もあるかもわかりません。けれども、実際に行われた講演内容というのは、まずはやはり政治に関して子どもたちに興味、関心を持たせるような内容と、それから大学の政治、経済学部を設置した思いでありますとかそういった講義内容でありまして、特に講義内容自体にそういったものを欠くということにはなかったと校長も申しておりました。

甚だ、やはり講演が終わってみないとわからないことでもございますので、委員から意見をいただくということは、県民の皆さんの政治的な中立性の確保というものができないのではないか、場合によってはそういう話が出るのではないかというおそれがあるものですので、こういったものに関しましては、教育委員会としても今後警鐘をならしたいと思っておりますけれども、今回は、そういう経緯で2日前に講師の派遣が決まって、校長もそれで実際に実施していきたいという、2日前ですので、もうなかなか行事変更できないということでご理解いただきたいと思っております。

○藤野委員 事前にそのことを聞いていたら、特にこういう質問を申し上げることもなかったのですが、新聞を見て、これは本当に中立性を保っているのかという疑念を持ったわけです。当然、元議員ですから、生きた政治というか、そういうものを学ぶというのは非常に大事だと思っております。ただし、やはり公立学校機関、公立の機関という、学校機関ということなので、もう少し配慮をすべきではないかということと、まだ親族が現職の国会議員であるわけですから、当然、同じ名字等々であるわけですから、その配慮も必要ではないかと思うのです。今後、そういう形の対応というのは、十分に気をつけていただいて、配慮いただいて、取り組み対応いただけますようお願いをして質問を終わります。

○佐藤委員 まずは、くらし創造部長に、パブリックコメントに対しての先ほどの発言に、私と奥山委員からの指摘を早速くみ上げていただきまして、配慮していただけるということで、本当にありがとうございます。

そして、教育委員会に確認をさせていただきたいのですけれども、先日、田中委員からICT教育ということで話があったかと思います。私からも2月定例会の際に、ICTの活用をまず生徒、そして先生ということで、もっと活用していく必要があるということで、ICTについて、いま一つ、どのようにお考えか、教育長からお考え、この大綱に基づいてだと思えるのですけれども、気になっているのは、数値的目標がないことです。何らかの形でこの数値的目標が必要ではないかと思えます。本当に耳が痛かったと思えるのですけれども、2月定例会の際には、こういうデータが文部科学省から出ているということでお伝えさせていただいたと思いますが、数値的目標がこの大綱の中に入っているでもいいのではないかと、もしくは、入れられないのであれば、どのようにお考えになっているかお聞かせいただけませんか。

○吉田教育長 田中委員にもご質問いただきましたけれども、校務の支援ソフト等でも、正直に言いまして数字のほうは、かなり、高等学校の整備率は低いというのが現状です。全国平均よりも大きく下回っております。それから活用力もご質問いただきましたように、かなり奈良県は低いということです。ICTの効果というのは、かなり高いものがあると思えます。子どものこの前のへき地での様子を見ますと、やはりかなり生き生きとして、楽しい、それから交流ができるというようなこともございましたので、まずは機械の整備をしっかりとしていくことで活用力を上げていくという、相乗効果的な対応をとるべきと思っておりますので、まずは機械の整備率、ハードの整備率を全国平均に上げるような努力はしていくべきだという認識です。

○佐藤委員 全国平均ということでお聞きしましたので、次の文部科学省のデータを楽しみにして見送りたいと思います。応援しておりますので。

今、医療においても、さまざまな分野についてICTの活用ということがどんどん広まりつつあります。実際、それを使っていくのは誰だということになれば、今の子どもたちなのです。その子どもたちがやはりICTの教育を受けていないと、なかなか使いづらい、活用し切れないといったところも出てくると思います。また、奈良県教育振興大綱の中に教育の格差という部分にも触れられていると思いますが、パソコンをさわる、さわらないということが、例えば学校で整備されていないのであれば、どこでさわっているのか、裕福な子であれば一人に1台、もしくは親が持っているということで、さわる機会もあるかと思えますけれども、やはり生活が苦しいと言われる人にとったら、家にパソコンがないとか、そういったところで格差が生じてはいけないと思います。公立高校であるならば、せ

めて全国平均ぐらいの整備率、そして指導力、生徒の認知力、そういったところを持っていかなければいけないと思います。

そして、かぶせて、冒頭にもお話ししましたが、パブリックコメントの件について、補足をさせていただきたいと思います。先ほど藤野委員からも政治の教育ということで、選挙、もしくは教育委員会の中立性ということが言われましたので、この部分は割愛させていただきますけれども、政治教育の中で、これは中立性があるかと思うのですが、パブリックコメント、こういったところもしっかりと政治教育の中に盛り込んでいただきたいと思います。我々が、パブリックコメントに対して、「えっ、そんなの何、そういうのあるのっ」というのは、やはり我々は教育を受けていないのです。この法改正がされたのもつい最近ということもありまして、なかなか周知し切れていないと。間接民主主義から直接民主主義へと、あわせてより民主的な民主的統制を図ろうとしているのが現状ですから、やはり今の子どもたちにその趣旨を伝えていただきたい。極端な話、パブリックコメントというのは、学生でも書けるのです。年齢制限がありませんので、その生きた意見というのが出てくる可能性もあります。奈良県教育振興大綱には政治教育については、触れられていないと思いますので、これから改定をしていただいて、政治教育の分野についても入れていただきたい。そしてパブリックコメントがこれから非常に重要になってくると思いますので、学校教育の中の政治教育、この中にぜひ盛り込んでいただきたいと思います。教育長のお考えはどうでしょうか。

**○吉田教育長** 国の補助教材、「私たちが拓く日本の未来」の実践編には、国家社会の形成者として求められる力を4つ上げております。まず1つ目は、論理的な思考力、それから2つ目は現実社会の諸課題について、多面的、多角的に考察する。それから、3つ目は、現実社会の諸課題を見出して、共同的に追求し、解決する。それから、4つ目には、公共的な事柄にみずから参画する、そんな4つの力が求められております。実践編では、模擬請願でありますとか、模擬投票でありますとか、そういう形で教材例が出ておりますけれども、例えばある市のパブリックコメントをある市にある高等学校が、クラスで意見をまとめて、そして提出すると、そういったことを生徒にさせるということは、今言いました4つの力を具体的につけていくようなことになるのではないかという思いを持っております。主権者教育の中で、パブリックコメントに対してクラスでまとめていくといった実践の例等々を示しながら、パブリックコメントに対する高校生の捉え方というものをより積極的にさせていきたいと思っております。

○佐藤委員 非常にハードルが高いかと思いますが、ぜひ、高校生、中学生、小学生、分け隔てなく政治というものに対して、自分たちとはちょっと関係のないものというふうに別個にしてしまうわけではなくて、青年に至るまでの過程の中で、政治というものを自然に身につけさせていただくような教育をぜひとも願っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○岡委員 2点ございます。まず1点は、先ほど報告ございました御所市の産業廃棄物最終処分場の火災に関する部分です。この処分場は、いつ、どのような条件で許可されたのか。そこに捨てていいものと、捨ててはいけないものが多分あると思いますけれども、ここはどういうものが埋めることができるようになっていたのか。まずお聞きします。

○西井廃棄物対策課長 この処分場の概要ですけれども、許可につきましては、平成7年4月に産業廃棄物処分業の許可を取得しております。その後、エリアの拡大で、平成21年2月に変更許可という形で新規、それから変更と。埋め立てられる品目ですけれども、これは安定型最終処分場でございます。廃プラスチック、金属くず、ゴムくず、ガラス、それからコンクリート等の瓦れきの5品目です。以上です。

○岡委員 ここに許可されている5品目以外のものが埋まってたという事実はなかったのでしょうか。

○西井廃棄物対策課長 ここの最終処分場につきましては、ほぼ毎日、桜井市にございます景観環境総合センターの職員が監視活動をしております。そこではパトロール日誌というのが当然上がってきておまして、その日誌を見る限り、それと、最近では県の廃棄物対策課も採水に合わせて週1回行っておりますので、こういう状況は踏まえて、特段、5品目以外が入っていたという事実はないとパトロール日誌等で確認しております。

○岡委員 この火災の原因については、いまだ確たる原因が究明されていないということと理解してよろしいですね。やはりこれは大きな問題ですので、火が出た原因をきちんとまず究明されることを強く望んでおきたいと思います。

それからもう一つ、気になりましたのは、たしか数年前か、もう少し前か、その近くを通ったことがあるのです。そのときに非常に見目に驚くような景観だったわけです。たまたまその近所の方から、強い風の日にごみがいっぱい飛んできてかなわないという苦情も聞かされて帰ってきました。今までの管理状態について、苦情があったのか、なかったのか、またそれについて違法的なものがあったのか、なかったのか、その辺のことについてどのように県は見ていらっしゃるのですか。

○西井廃棄物対策課長 この処分場ですけれども、今、改善計画を実際施行しております。その前は、多分、地形的にご存じのことかと思えますけれども、ほとんどがけになっておりまして、上のほうから廃棄物を落とし込んで、そこで土をかぶせるというやり方でやりました。そのやり方であれば、土のかぶせが、覆土が薄いときには、ひよっとしたら飛んでいたかもしれませんが、そういう苦情があったというのは聞いておりません。今後、埋め立て方法の変更もこの資料に書いておりますけれども、サンドイッチ工法という埋め立て、廃棄物を下から埋め立てていくやり方です。廃棄物を埋め立てて、そこに覆土をして、転圧をかけて、空気を抜いて、また廃棄物を埋め立てて、その後にも覆土をしていくと、こういうやり方で押さえ込んでいきますから、ごみ等の、飛散というのは、今後は、恐らくほとんどないであろうと推測します。

○岡委員 この景観というものが、まだ日本ではなかなか概念が曖昧なところがございまして、外国等の厳しい景観条例等から見ると、奈良県は非常にまだ緩やかだと思っております。ただ、あの場所は周辺が非常にのどかな、豊かな緑があって、山麓線を走っていますと大阪方面から来られた方は、恐らくあの山並み、緑を見てほっとされると思うのです。ところが、ふと、見上げたら、あれは何だという感じになるわけです。これはもちろん、営業の自由などいろいろとありますので、一概には言えないとは思いますが、できるだけ、景観を守るためにも、業者の方にいろいろな形で協力、努力をしてもらう、それから緑を植えられるところになったら早く緑で変えていきなり、あまり裸の状態は、また、ごみが見えている状態でどこからでも見えるという状態は、大変、景観上好ましくないと思います。これに対し、法的に強制力のある効果的なものがあるのかなのか、まだ研究していませんので、わかりませんが、素直な感情としてそう思っている方も結構多いのではないかと思いますので、業者の方にもしっかりと協力いただけるように、ご指導のほどお願いしたい。これは要望にしておきますので、よろしく申し上げます。

それから、2点目、先般、代表質問で障害者の方の質問をさせていただきました。特別支援学級のことです。特別支援学校、学級、特に支援学校のほうです。今まで何校か視察もさせていただきましたし、また文教くらし委員会でも、一度現地視察もさせていただきました。基本的には現場の先生方、大変一生懸命やっという、これはもう間違いないわけですし、感心しております。

ただ、そこで気になりますのは、一つは、先生方に、ご存じのとおり、正規の職員の方と講師の方がいらっしゃる。やっていることはほとんど一緒ということで、むしろ講師の



方のほうが大変な場面で踏ん張っているという状況もあるように見かけました。これについて、ルール上、講師の方をどうこうするということは、やはり正規の免許状がないとだめだとか、いろいろあるようですので、その辺のことは今後の課題かと思えますけれども、やはり同じ仕事をしていて、特にああいう仕事ですと、大変なご苦勞がもちろん多いわけですので、講師の方に対する、何らかの配慮というのか、何かそういうものがあってもいいのではないかということをお個人的には思います。ほかの学校の先生の講師が楽だとは言いません。しかし、やはり、特にこういう子どもたちを預かっている学校の先生方というのは、普通の学校以上に大変なご苦勞が多いように思いますので、そういうことをひとつ、これは要望ですけれども、目配り、気配りをぜひお願いしたい。

それから、もう1点は、ああいう教育現場の中で働く先生方は、やはり普通の教育者としての資質はもちろんですけれども、もう一つ大きな意味で、障害のある方に寄り添っていくという、教育の中で、人間性であるとか、教養、人権、人格、識見とか、そういうものが要素としては大変求められると思うのです。先生によって、生徒はもちろん、父兄もほっと安心したり、もしくは嫌な思いをしたり、学校に行くのが嫌になったりとか、非常に起伏の激しい部分もあるように思います。

したがって、担当される先生方の資質を上げるための、いろいろな教育訓練、研修等を、今どのようにされているのか、お尋ねしたいと思います。

**○西上教育研究所副所長** 特別支援学校の教員の研修についてお答えします。教育研究所では、広く学び続ける教職員のための支援につながる研修講座の企画運営をしているところですが、委員がお述べのように、特に障害のある児童生徒の教育に携わる特別支援学校教員には、学習指導に関することはもちろんのこと、さまざまな障害に対する知識、また子どもの発達等についてもより深く学び、教育に生かしていく力が必要と考えております。

また、児童生徒の気持ちに寄り添うことはもちろんですが、加えて、障害のある子どもを持つ保護者の子育てに対する迷い、不安に寄り添い、ともに育てようとする姿勢を養うことも大切であると考えております。

そこで、教育研究所では、具体的な研修例を申し上げますと、発達につまずきのある子どもの理解についての研修や、世界的に広く利用されております児童用の知能検査、Wisconsin-IVというのがございますが、そういった知能検査の理解、活用についての研修、こういったことで子どもの発達や障害特性の理解、また支援方法について研修を用意しているところです。加えて、カウンセリングマインドを学ぶ研修や、学校と保護者、家庭との

連携について学ぶ研修を用意して、円滑な人間関係を築くための心理的サポートや、また保護者の願いを知り、子どものことを話し合える関係づくりのあり方についても学ぶ機会を設けております。さらには、指導主事が、各特別支援学校を訪問しまして、各学校の課題に適した研修、また個別のサポートにも取り組んでいるところです。昨年度は、特別支援学校を41回訪問させていただき、児童生徒の実態を教員とともに見立てながら、具体的な支援を考える研修や、保護者等とのよりよい関係づくりを考える、またよりよい授業づくりについて考えるための研修などを持ったところです。加えて、各学校からの、個別の子どもの実態を踏まえた相談にも応じているところです。今後も障害のある子どもの自立や社会参加につなげるための指導や支援がより充実するように教員の資質向上と学校の支援に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○岡委員 一生懸命取り組んでいただいていることは、今の説明でわかりましたけれども、要は、いい人材をそこに配置してほしいという一言に尽きるわけです。こういういい方をするとほかの先生方に失礼かもしれませんが、あえて言いたいのは、こういう大変な、一般的にいろいろな要素を要求される教育現場の中で、ベテランの先生、特にそういうことが理解できる人、少なくとも意欲を持ってその職場で働こうと意欲の持っている先生を、ぜひ優先的にそこへ配置してあげてほしいと同時に、そういう先生をまた次、評価をしていくというものも当然必要だと思います。今、インクルーシブ教育ということが出ておりますけれども、先生方は自分が直接担当するかしなないかは別にして、障害を持っている子どもたちと接するというのも、自分の教育環境の中で研修が受けられるようなものを、できたら加えてほしいと思います。多分そういうことはないと思いますけれども自分は全然そういう障害者教育に関係がないから知らないのではなくて、最近は発達障害やいろいろな障害の方がクラスに1人、2人いる時代ですから、全部の先生が障害者とは一体どういう方なのか、またそういう方とはどう接すればいいのかということを、お互いに勉強する機会を、ぜひ今後とも続けてもらいたい、要望にしますけれども、よろしくお願いします。

○田中委員 「(仮称)奈良県犯罪被害者等支援計画(案)」のご提示をいただきました。実は、今、意見書調整会議におきまして、性犯罪被害者の救済の部分の意見書(案)が提案されておきまして、ワンストップサービスを云々ということで、取り上げているわけですが、この中にそういう意味のことが書かれていないので、意見書として政府なり関係機関へそういうことをお願いすることのほうがふさわしいのか、それは奈良

県で考えていったらできることというふうにお考えなのか、基本的な質問ではありますがけれども、その辺にご意見があればお聞かせいただきたいと思います。

○久森人権施策課長 性犯罪のワンストップ支援センターの件ですが、「(仮称) 奈良県犯罪被害者等支援計画(案)の概要」をごらんいただきたいのですが、犯罪被害者等の支援のための施策の大綱の3つ目に、心身に受けた影響からの回復という欄がございます。その一番右のほうに今後の施策の方向ということで、性犯罪被害者支援体制の充実の検討と書いています。これは個別的にその性犯罪のワンストップ支援センターという言葉を入れておりませんが、こういった支援センターの設置も含め、今後の体制の充実の検討をこの5年間の計画の中で施策として考えていくという意味で、それを十分意識しながらこの計画を策定したいと考えております。

○田中委員 そうしますと、中央の関係当局にそれを設けるべきだという意見書として出すよりは、奈良県は奈良県として考えられることであるというふうに理解してよろしいのでしょうか。その部分を聞きたいと思います。

○中くらし創造部長兼景観・環境局長 人権施策課長が申し上げたこの支援計画というのは、奈良県が犯罪被害者の支援のための基本法と、いわゆる県の条例に基づいてこの支援をしていこうというのは、奈良県のスタンスです。先ほど人権施策課長が申し上げたのは、「(仮称) 奈良県犯罪被害者等支援計画(案)」にも、10ページに性犯罪被害者への二次被害の防止、関係機関と連携した支援の実施のためのワンストップ支援センターの設置など、こういった取り組みについて検討すると。田中委員がおっしゃったように、国へこういう要望をしていただければ、こういう運営についての支援とか、そういったものが起こってまいりましたら、当然のことながら県としては運営に当たって国から何らかの支援をいただけるということは非常にありがたい話でもあります。

ただ、今、性犯罪の部分というのは、犯罪被害者の中でもふえつつあるというのがその実態です。そういったときには、犯罪被害者の方、特に性犯罪の被害を受けられた方は、早期に回復していただこうと思ったら、やっぱりカウンセリングとかそういったものというのは非常にナーバスなところもございますので、そういったものをしっかりできるように、平成28年度から性犯罪のカウンセリングに当たっていただけるように臨床心理士を相談機関へ派遣して、しっかりと体制も組んでいるところです。そういった意味ではこのワンストップの支援センターが、もし国のほうでも何らかの法でつくっていただけるのであれば、県としては非常にありがたいという思いを持っておりまして、もしそういう意見

書を出していただけるということであれば、県としてはバックアップをしていただけるものという理解をしているところです。以上です。

○田中委員 一つの事案が起きた、その後の事情説明から、犯罪行為の認定に至るまでの間に、ワンストップで一度説明すれば、同じ話を何度もすること自体が非常に不愉快だという意味も込めての話、意見書だと思いますので、くらし創造部の対応だけではなく、警察の部分の話でもあろうかと思しますので、なかなか方向性というのが決めにくいかと思うのですけれども、ぜひとも警察当局との連携も含めて、この計画の具体的なあり方について、もう少し深めていただきますようお願い申し上げておきたいと思えます。

次に、「奈良県教育振興大綱」は前の議会でこの同じ文案、同じ内容を頂戴して、我々は了解したということになっているのでしょうか。もう一度、確認なのですけれども。全ての文言が同じものをいただいたということですか。この教育振興大綱は全て前回の中でお書きいただいて、それで我々は承認したのですか。どうなったのですか。

○中村教育次長企画管理室長事務取扱 教育振興大綱につきましては、2月末に総務警察委員会以案としてお示しさせてもらいまして、その後、予算委員会でも教育長からご説明申し上げました。その後、先ほどから話が出ておりますパブリックコメントをかけまして、3月30日の奈良県総合教育会議の場で承認になったということです。

○田中委員 この大綱というのは、いろいろな計画の中で、県議会で認めるべきものと理解してよろしいのでしょうか。それとも、もうこの大綱は、報告だけで済まされると我々は考えるべきなのでしょうか。そこからもう一度教えていただきたいと思えます。

○中村教育次長企画管理室長事務取扱 地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、知事が総合教育会議を主催して、その総合教育会議の中で、教育、文化、学術に関する振興大綱を策定するということになっておりますので、基本的には総合教育会議の場で策定すると理解しております。

○田中委員 議会としての立場はどうかということです。知事が勝手に決めたことで、我々、ひっくり返してもいいのかと理解していいのでしょうか。

○阪口委員長 本日の議案のことですので、事務局のほうでお答え願えますでしょうか。

○小西事務局次長 この振興大綱が法律に基づく策定ということであれば、議会審議から除外すると定めておりますので、それに間違いがなければ、議会での議決は必要ないという取り扱いになります。

○田中委員 これは法律に基づく大綱、計画と理解していいわけですね。

○中村教育次長企画管理室長事務取扱 おっしゃるとおりです。

○田中委員 いいものをつくっていただいているのですが、この中で、具体的な内容に入らせていただきます。「奈良県教育振興大綱」のⅡページで、対象期間というのが提示されておりました、平成31年度までというふうにお書きいただいているのですが、これの全てを平成31年度までに終了しようというお考えでしょうか。一番最初の大綱の趣旨やら書いてある隣のページです。

○中村教育次長企画管理室長事務取扱 この計画の対象期間としては、平成31年度を目途にということでございます。

○田中委員 目途でしょうか。それともまででしょうか。

○中村教育次長企画管理室長事務取扱 平成31年度まででございます。

○田中委員 Iページの第2章2つ目の丸のところ、学校、家庭、地域の連携が必要であり、子どもの経済的環境の観点からは子どもの貧困への対応が必要だということも書かれているのですが、こんなこと、平成31年までにできると思っておられますか。

○中村教育次長企画管理室長事務取扱 対象期間のところ、平成31年度までということですので、平成31年度にまた見直して、それ以降も引き続き進めていきたいということでございます。

○田中委員 その次の丸のところ、県立高等学校は、過去の再編により、現在、1校当たりの生徒数は、奈良県は全国平均を上回っていると。今後も生徒数の減少が見込まれることから、配置と規模の適正化や、さらなる特色化に向けた検討が必要であると述べられていますが、これは具体的にどういう内容を意味しておられるのでしょうか。

○中村教育次長企画管理室長事務取扱 書かれているとおりでございます、奈良県の県立高校につきましても、他府県に比べまして1校当たりの学生数が多いということもございますので。これから、生徒がだんだん減っていく中で、学校の適正化、再編に取り組んでいかなければいけないということを申しております。

○田中委員 この底辺に流れているものは、教育長も何を言いたいのかというのはよくわかっていた上でのことだと、それはお互いやりとりの中であるのですけれども、実は、この中に書かれております配置と規模の適正化やさらなる特色化に向けた検討が必要だと。前回のことが代表質問の中に出てまいりました。前回の再編云々というご答弁を教育長がなされたわけですが、あの当時のことを思い出しますと、再編に向けての検討会を催されたり、いろんな調査をなされたり、準備を十分した上で、県民が納得できる

ようなきちんとした準備体制をおつくりになった上でされたと思っておりますが、これをこの3年間でやるのだとおっしゃいますと、これは県民にしてみたら、そのような期間で、納得できる再編や適正化ができるのかというのが私にとっては大きな疑問でございます。

あとのほうでも触れられておまして、74ページの丸の2つ目ですけれども、県立高等学校については、高等学校教育の基礎、基本の一層の充実を図るとともに云々ということで、7行ほどの文章を載せていただいております。しかし、どうも納得いかない部分があるのです。先ほどのお話にもありましたけれども、私立学校と公立学校についての疑問を先般も、前々回でしたか、その前ぐらいの委員会でさせていただきました。教育委員会は私立学校に対してどれだけの指導力を発揮できるのだという部分の質問をしたのですが、余り私にしみ込むような答えはいただけなかったと思っております。

なぜならば、親御さんにとってみたら、あそこの学校がいいから、あそこの私立へやるのだというふうにして、いい子どもが全部外へ行ってしまう。大体、あまりいいことないというのは、いい学校の周辺部の高等学校なりが、だんだん学力の低下でありますとか、定員割れでありますとか、行儀が悪いですとか、いろんな問題が発生してくる。それをつくったのは誰ですか。地域の人にとってみたら学校の先生が、きちんと指導しないからそうなったのではないかという部分がやはりあるのです。そうではないですか。反論したいとおっしゃる方があったら、どなたでも結構ですから、反論してみてください。それで、あそこの学校は定数割れしているから、もう必要ないという形ですばっと切り捨てるようなことをしてしまったのでは、それぞれの地域の中で、教育の機会均等を失わせることを教育委員会みずからがやっているようなことに、私は思えてならない。

生徒数全体が減ったから、減って当たり前です。片方で私立ばかり、どんどんふやしておいて、今までからあった公立高校はもう終わりにしますというやり方は余りにも短期的な、短い期間の視点にしかすぎないと思えてならないです。そういう意味で、ここに書いてあることが何を意味しているのか、どれほど、どのぐらいの時間をかけて地域を説得できるだけの材料を持って進めようとしておられるのか、それが3年間でできるのかという部分で、先ほどから何か変な形の質問をさせていただいているところです。前回の再編に関しては3年ではなかったと思いますので、もう少し長くときをかけて、いろいろとご検討されて、それでようやくそれが、検証されるという状況にまでなったという程度の期間しかまだ過ぎてないように思う。改めてまた再編します、青翔高校のことに関しては、もう募集をしません、これは教育委員会で勝手に決めましたと言わんばかりにお答えになっ

ておられたわけですがけれども、果たしてそういうやり方でいいのでしょうか。中学校、高等学校の続きのところ、高等学校の採用、募集はしていないと言っておられましたでしょう。すみません、学校名間違えました。青翔高校のほうではそういうことをございましたし、非常に今回のこの計画のあり方、進め方についてどうなのかという心配がすごくあるのです。それに対してどういうふうに進めようとしておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

○吉田教育長 この大綱は、平成31年度までに検討を終了するという意味ではなくて、平成31年度以降、当然引き続いて課題になるものについては検討しながら目標も変えていくという意味でございますので、完成年度というふうに全てを捉えていただくと、誤解が生じるのではないかと考えております。

それから、適正化というものをどのように丁寧に県民の皆様方に理解をしていただくかという努力は、当然するべきことであると思っておりますし、ただ、田中委員がおっしゃいましたように、検討委員会をつくって、そして再編統合をしていくという従来の理念に基づいた再編統合は、合わせていくという再編ですが、そういう考え方ではなくて、地域に根差すような学校をどのように地域に配置をしながら規模をどうするか、それから特色をどのように出していくのか、これもやはり地域創生の時代でございますので、地域を創生できるような特色をどのようにつくっていくのかという観点から検討していくと。この適正化については田中委員は、平成31年度までに、検討完成して、ぽんっと出すというイメージをお持ちかも知れませんが、やはりじっくり検討していくべきだと思っております。

それから、青翔高等学校の募集停止というものがクローズアップをされておりますけれども、中学校の募集を1クラスから2クラスにするということがございまして、2クラスにすると、将来的には全部2クラスの中学校、高等学校となっていきます。そのような中で、現時点で高等学校の1クラスは募集できますけれども、中学校の教育内容も含めて、高等学校で募集したときの2年生での教育課程のあり方等々をいろいろ検討しながら、今回は高等学校での1クラスを募集しないという方向で検討しているということが表に出たのだと思っております。

○田中委員 ただいまのご説明によりますと、平成31年までに検討するということですね。実行するというふうには。

○吉田教育長 平成31年度までに実行するという意味ではないです。

○田中委員 平成31年までに実行するという意味ではないということですね。再編等を含めたものもそういうことですね。

○阪口委員長 よろしいですか。

○田中委員 再度確認しておいてください。

○吉田教育長 中学校でありますとか、それから地域でありますとか、保護者等に十分理解をしていただくような努力をしながら、当然実行していく必要がありますので、その期間というものは、今ここで何年度と言えるわけではございませんけれども、平成31年度までに実行完成するという意味ではないということだけは言えます。

○阪口委員長 議事進行のことで、提案させていただきます。1時から始めてもう2時間経過しまして、3時でございます。田中委員の継続と、あと宮本委員の質問時間確保等ありますので、ここで10分休憩させていただいて、その後、田中委員の質問を継続することで提案いたしますが、よろしいでしょうか。

休憩します。

15:02分 休憩

15:13分 再開

○阪口委員長 議事を再開いたします。

○田中委員 質問を再開いたします。先ほどから、質問をしているのは、この計画、大綱、これは大綱ですということで、大綱をつくっていただいているのですが、大綱の期間は3年間、平成31年までと書いておられるわけですがけれども、この大綱の具体的な計画実施案などはいつ出される予定でしょうか。

○中村教育次長企画管理室長事務取扱 田中委員からご質問いただきました。おっしゃっているとおり、平成31年度までということに対象期間はなっておりますが、先ほどから教育長が説明申し上げましたとおり、平成31年度を一つの句切りとしまして、それ以降も教育振興大綱は存続するわけでございます。

今、おっしゃっていただいている部分でございますけれども、教育振興大綱の趣旨に鑑みまして、平成31年度以降も続くということでございますが、おっしゃっていただいていたのは、目標ということでございましたでしょうか。

○田中委員 この大綱は、対象期間を平成31年度までとお決めいただいているのですが、それを実施する、施行案というか、具体的な案はどういうふうにされるご予定でしょうか。

○中村教育次長企画管理室長事務取扱 この振興大綱に沿って教育振興について展開する



わけですけれども、同時に、今、おっしゃっていただきました実施計画、要するにアクションプラン的なものを策定いたしまして、より具体的な教育振興に努めたいと考えております。

○田中委員 それはいつごろまでにお出しただけのご予定でしょうか。

○中村教育次長企画管理室長事務取扱 できるだけ早期にと考えております。

○田中委員 早期というのは、いつまでのことでしょうか。

○中村教育次長企画管理室長事務取扱 基本的に、今検討に取り組んでおりまして、いつまでということではないのですが、できるだけ今年度の上半期に取り組みたいと考えております。

○田中委員 今年度の上半期って、いつまでのことでしょうか。

○中村教育次長企画管理室長事務取扱 実は、アクションプランの案的なものはもうできておりますので、それを実施計画的なものに若干ブラッシュアップするといえますか、そういうものの、今作業に取り組んでおります。

○田中委員 それをご提示いただきたいと思います。

○中村教育次長企画管理室長事務取扱 先ほど申しあげましたアクションプランの案的なものでございますけれども、まだ完成といえますか、意思形成過程のものでございますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○田中委員 意思決定するための対象者は、どなた方でもってその意思決定をなさろうとしているのですか。

○中村教育次長企画管理室長事務取扱 今申しあげましたのは、意思形成過程、策定中ということでございますので、もうしばらくお待ちいただけたらというふうに思っております。

○田中委員 それをおつくりいただいているのは誰かということを知っているのです。

○吉田教育長 このアクションプラン、実行計画と申しますのは、例えば先ほどの適正配置、適正規模の実行計画を打ち出すということではございません。適正化というものを検討するわけでありましてけれども、その検討を終了年度は平成31年度と、現時点で決めているわけではございませんので、適正化に応じて、課題がどのように出てくるかということを検証しながら引き続いて。

○田中委員 休憩後の質問の中では、再編云々ということは申しておりません。この計画、全体を意思決定をするのは、誰と誰とによってできるのですか。3人や4人でそういうア

クションプランを全部決められるのですか。そんなことはできないでしょう。誰と誰が決めるのですか。どういう形で決めていこうとしているのですか。

○**阪口委員長** 答弁は教育長のほうでお願いできますか。

○**吉田教育長** 今、アクションプラン、それから実行計画、行動計画と言っているものの計画は少し食い違っている可能性がありますけれども、まずはK P Iによって目標設定しましたけれども、目標設定の管理をアクションプランと呼んでいるわけでございまして、何年度にどのような効果が出たかという、アクションプランと呼んでおりますのは、ここにある検討するものを実行する計画ではなくて、K P Iをどのように管理していくかというプランニングというふうに理解していただければありがたいです。

○**阪口委員長** 田中委員が、再三質問されているのは、誰と誰でこれを検討しているかというような質問もされているかと思うのですけれども。

○**田中委員** 休憩後質問させていただいておりますのは、これだけの大綱をおつくりいただいた、それで、3年後、平成31年度までにこの概要を実施すべくこの対象としますということでしょう。大綱をやっけいこうと詳細を決めるのが平成31年度までですか。これを実施していくことを含めて、平成31年度までの大綱の期間ということですか。そこからして、だんだん話がややこしくなった。

○**吉田教育長** 県の大綱でございますので、この中には、教育委員会所掌の部分と、他部局で所掌の部分が当然あるわけですが、この中の教育委員会所掌の部分に対して、K P Iということで数値目標が上がっているものを取り出して、それに対して目標管理をしっかりしていくというのが教育委員会部分としてのアクションプランというふうに今、いっておるものでございます。

○**田中委員** そもそも話に戻します。この教育振興大綱は、知事がお決めになったら、どなたにも制約を受けることなく、これをやりますという制度ですということが、先ほど事務局の答弁であったように思うのですが、議会の承認は必要でないとおっしゃったと理解したのですが、そういうことですね。

○**小西事務局次長** 基本的計画を審議する、議会の議決を要するかどうかという条例がありまして、その条例、それから運用の根拠規定に基づいて、いろいろと除外、議決を必要としないものを定めております。その中で、法令によって全国一律に定められているような計画に関しては、議決を除外するという項目がありまして、本件はこれを適用されると認識しております。

○田中委員 ただいま事務局からそういうご説明があったわけですが、委員長にお願いしたいのは、まず、一つは、この教育大綱は、もう既に終わったことだと言ったら終わったことなのですから、非常に県民の大きな関心の的でもあり、影響を受けることが大きいので、やはり県議会の議決を必要とする対象としてお考えいただきたいということを委員長から議長なり政策検討委員会なり、そういうしかるべき部署でご検討いただきたいということをまずお願いしておきます。このことに対する取り扱いをこの委員会でどうしようかということでご相談いただくのならば、委員会の最後でご協議いただいても結構ですが、委員長におかれては議長にぜひそういう要望があったということをお伝えいただきたいということをお願いしておきます。

○阪口委員長 田中委員からこういう発言があったということは、お伝えすることは可能だと思うのですが、この文教くらし委員会としてという場合でしたら、それはここでもう少し委員のご意見を聞いて。

○田中委員 引き続き質問に移らせていただきます。先ほど、P D C Aサイクルによく似た形のことをやっていく上で、この大綱のアクションプランを考えるということをおっしゃいました。

しかしながら、先ほども述べましたとおり、「奈良県教育振興大綱」のIページ、第2章の3つ目の丸のことでありますとか、指摘しました74ページの上から2つ目の丸の関係のことは、これは後世に大きな影響を与えるテーマですので、そう簡単に知事部局で決めました、教育委員会で決めました、知事と教育長で決めましたという形で左右されるべきものでは決してないと思っております。何かあまり長いこと話していたら、悪いような感じもします。

この問題は、引き続き質問する権利を保留しておきますので、ご承知おきいただきたいと思います。

○阪口委員長 あとで委員間討議の中で、この取り扱いを少し検討したいと思います。

○吉田教育長 先ほど佐藤委員に教育委員会としてI C Tの整備というものに対する考え方を述べさせていただきました。当然それには予算が伴うものですので、当然そういったI C Tの整備というものをどのようにさせていただくかというのは議会に諮らせていただくことになっていくということも含めて、お知りおきいただきたいと思います。

○宮本副委員長 何点か質問したいと思いますが、その前に、「奈良県教育振興大綱」について話題になっておりますので、一言だけ意見を述べさせていただきたいと思うのです。

が、これは、もともと教育行政が大きく変えられて、首長と教育長に権限が集中するということによって生じている問題だと思っております。従来、やはり政治が教育内容などに対して干渉すべきでないということから始まった教育委員会制度が変えられてしまったことによって、こういうことが起こっているということ強く感じましたので、文教くらし委員会が議長にいろいろ言ったところで進むものではないという印象を持っております。もともとをいけば国の法律を変えることが必要な問題になってくるのではないかと感じましたので、そのことを申し上げておきたい。

質問に入ります。一つは報告いただきました丸山土木の最終処分場火災に関する問題ですが、これは先ほど岡委員からも質問がありまして、火災の原因究明は、先ほど質問がありましたので、これは要望だけにとどめますが、火災の原因究明が最大の住民の関心事だと思っております。特に今回の火災は、消防車で延べ100台、消防ヘリで延べ15回というまれに見る大火災だったわけですから、これは今回ですと、出火原因はわからないけれども、もし自然発火だったらこういう対策をしますと、失火だった場合はこういう対策で防ぎますという、原因は特定できないけれども、想定して対策をとということにはしていただいているわけですが、外部の専門家を交えたような組織で究明を図っていく必要があると思っておりますので、その点は意見として強く要望しておきたいと思っております。

その上で2点質問をしたいのですが、1点は、こういった火災が起こったときの有効な初期消火の措置がどうとられるのか。例えば消火栓を適切に設置をする、初動体制をきちんと担保させるなど、そういうことが必要だと思うのですが。調べますと、全国2,000ある処分場で出火した事例はあるのかと聞きましたら、過去に3件だけだということです。ところが、御所市ではもう、1年の間に2回起こっているということですから、そういう点では住民の要求として、消火設備の設置ということが求められていると思うのですが、その点はどうか、1点お聞きしておきます。

それから、もう一つは、火災が起こりますと、当然、ダイオキシン等の有害物質の発生に対する懸念が起こってまいります。特に今回のように、低温燃焼という現象が起こりますと、ダイオキシンの発生というものが心配されますので、そういう有害な物質に対する調査をどのようにされているのか、この点をお聞きしておきたいと思っております。丸山土木についてはその2点です。

産廃の問題について1点、私の地元平郡町でも話題になっているところがありまして、平群町の樫原という地域にあります農地に産業廃棄物がうず高く積み重ねられておりまし

て、そこが大変危険になっているということから、随分前から積み上げられていたのですが、最近、住民からの通報で、ことしの4月に県の廃棄物対策課と農業関係の担当者が現地調査を行って、産業廃棄物と思われるものが当該農地に搬入されているということを確認していただいた事例です。これは明らかに産業廃棄物に関する法律にも違反していますし、また、農地に関する法律にも違反していると思う訳です。農地の違反については、農林関係から指導していただくべきものですが、この産業廃棄物に関する法律との関係で言うとうどうなっているのか、県としてどうかかわっていつているのか、どう指導しようとしているのかということをお聞きしたいと思います。

もう1点、スポーツ振興課長にお聞きしたいのですが、奈良県からアイススケートリンクがなくなって久しい問題について、2月議会でスケート連盟やアイスホッケー連盟から陳情が出ていました。この問題とかかわって前回質問させていただいたときに、全国の施設の設置状況について調査するとお答えいただいたので、その結果について述べていただければと思います。

そして、最後に教育委員会に1点だけですが、先ほどの「奈良県教育振興大綱」の後ろのほうにも出ておりましたけれども、学校の耐震化が奈良県は非常におくれているということで議論がありました。今回お示しいただいているところで拝見しますと、81ページ、県立学校については、平成32年の4月1日を目標、平成31年度末の目標として95%を目指すということですが、現在の県立高校の耐震化の進捗状況を平成27年度の到達で明らかにしていただきたいと思います。もう一つ、よく問い合わせがあるのが、子どもが通っている学校は大丈夫なのかという質問を保護者や教師からいただきます。ですから、学校ごとの耐震化状況を県民は知りたがっているわけでありまして、未実施の校舎を含んでいる県立高校が何校なのかと。33校県立高校があるうち、去年の同時期に質問をしますと、12校は終わりましたと、21校は未実施ですと、こういうことだったわけですが、それがどのぐらい進んでいるのかということをお聞きしたいと思います。以上です。

**○西井廃棄物対策課長** まず、先ほどご報告しました産業廃棄物最終処分場火災について、2つのご質問ということですが、

まず、1つ目ですが、初期消火のための消火設備についてのご質問だったと思います。初期消火の対策につきましては、廃棄物処理法における施設の維持管理基準におきまして、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずることと定められており、この対策としまして、水の確保が困難である処分場の上部については、既に処分場下部に準備している散

水車に加え、業者が新たに貯水槽を設置することとしており、県としましては、この施設の設置を確認することとしております。

2つ目、環境汚染にかかる水質検査等についてですけれども、土壌及び水質につきましては、業者には埋立物の性状判断をする手段として、水質検査が義務づけられております。火災発生後は、処分場の浸透水及び周辺井戸で水質検査を実施しております。具体的には、有機汚濁の指標であるBOD、COD、そしてpHや浮遊物質量に加え、水銀、鉛、シアン、六価クロム、カドミウム、ヒ素等の項目ですが、県が週1回、業者が2週に1回、測定するなど、火災による影響がないかどうかについて監視を継続しております。火災翌日から排出を停止している浸透水において、火災直後の一時期、消火剤の影響等により、BOD等が一時基準値を上回ってございましたけれども、3月下旬以降、現在まで、基準値の超過はなく、また周辺移動につきましては、火災以前も、火災後も基準値の超過は一切ない状況でございます。また、火災時に発生いたしました燃え殻につきましては、事業者から今後、この当該安定型処分場では埋め立てできませんので、管理型最終処分場に搬出する予定と確認しており、県としては、処分状況について監視してまいる所存です。

続きまして、もう一つの質問の平群町樫原で、農地に産業廃棄物と思われるものが積み上げられている問題ですけれども、これにつきましては、地元からの通報を受けまして、4月15日に廃棄物対策課、景観・環境総合センター、担い手・農地マネジメント課、平郡町役場の職員が合同で現場確認を行いました。その際に、行為者が農地に土砂を搬入しており、この土砂のところどころにコンクリートの破片が含まれていることを確認しております。現状では、行為者が意図的にコンクリート殻を土砂にまぜて埋め立てをしたものの判断はできませんけれども、いずれにせよ、直ちにコンクリート殻をはね出して、適正に持ち出し処分を行うように指導しております。引き続き関係課、役場と連携して厳正に対処してまいります。以上です。

**○村上スポーツ振興課長** アイススケートリンクの設置状況についてお答えさせていただきます。

他府県照会しましたところ、各府県で把握している範囲ですが、アイススケートリンクの設置状況は、全国で222カ所、このうち公設が170カ所、民設が52カ所という状況です。北海道や長野県のように、公設施設が多い県につきましては、積雪もしくは寒冷地域である傾向が見られ、民設地域が多い県というのは、都会に集中しているという状況でございます。施設が公設、民設ともない県というのが、鳥取県、徳島県、長崎県など、

本県を含めて7県という状況でございます。西日本のどちらかというと温暖なところが多いような傾向がございます。民設の地域については、やはり収益性の確保という面から、余り都会ではないところという傾向もあると思われまます。

今後とも、引き続き、他府県における先進事例や、本県と類似した環境の事例、課題などについて情報収集に努めてまいりたいと考えております。

**○香河学校支援課長** 県立学校施設の耐震化について説明させていただきます。

公立学校施設の耐震化率等につきましては、例年、文部科学省より、4月1日現在の数値が公表されておりますけれども、今年度につきましては、まだ発表はされておられません。そのため、少し古い数字になりますけれども、平成27年4月1日現在の県立学校施設の耐震化率で申し上げますと、県立学校全体で82.0%、うち高等学校に関しましては76.8%、特別支援学校につきましては100%となっております。平成27年度におきましては、県立高等学校13校、17棟で耐震化工事を実施をいたしまして、その結果、県立高等学校33校中15校で耐震化が完了いたしました。耐震化が残っている学校は18校となっております。

今年度につきましては、11校13棟で耐震工事を予定しておりまして、これらが完成いたしますと、新たに4つの高等学校で耐震化が完了する見込みです。以上です。

**○宮本副委員長** 御所市の産廃処分場問題につきましては、引き続ききちんと監視を強めていただきたいと思います。

それから、平群町樫原の農地に産業廃棄物と思われるものが積み上げられている問題ですが、明らかに20年ほど前からの経過がありますので、意図的に産業廃棄物を混入していると思われる悪質なケースだと思います。平群町議会でも、おととい話題になっているようですので、厳しく、引き続き対応していただきますようお願いしておきたいと思えます。

それから、スケートリンクの設置につきましては、本県を含めて7県、リンクがない県があるということでした。本会議の知事答弁でも、奈良県にないものを整備しようというような答弁の中で、冬場の集客イベントを想定して、アイススケートリンクの設置、これはホテルを核としたまちづくり計画のところですが、そういう言及もあったということではございます。これもアイススケート連盟の人たちも、きっと弾みがつくと思えます。この連盟の人たちは、今、スケート人口をふやそうということで、総合型地域スポーツクラブなどとも連携して、子ども向けのスケート教室を展開しようとしておられますので、スポ

一ツ振興課としても積極的な後押しをお願いしたいと思います。それから、学校耐震化については、昨年度3校ふえて、今年度4校ふえる見通しということで、早急に完了校をふやしていただきますように要望して質問を終わりたいと思います。以上です。

○阪口委員長 ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

次に、委員長報告についてであります。本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。日本共産党は反対討論をされますか。

(「はい、します」と呼ぶ者あり)

では、第59号については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願ひします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではそのようにさせていただきます。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。特別な事情が生じない限り、ただいまの構成による当委員会は、本日の委員会をもって最終になるかと思ひます。昨年5月より、委員各位には、当委員会所管事項であります学校教育等の充実並びに生活環境行政の充実等につきまして、終始熱心にご審議いただきました。また、理事者におかれましても、種々の問題について積極的な取り組みをしていただきました。

おかげをもちまして、無事任務を果たすことができましたことを、委員各位及び理事者の皆様方に深く感謝申し上げます。簡単ではございますが、正副委員長のお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日の委員会を終わります。